

公募型プロポーザル提案書評価要領
(男鹿市健康アプリ導入及び運用等業務委託)

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価及び事業者の選考は、本市の職員で組織する選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、子育て健康課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、企画提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案内容が要件を満たしていない場合は失格とする。
- (2) 企画提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、別紙「選考評価基準」を基に各委員が採点する。
- (3) 採点結果が50点を下回った場合は失格とする。
- (4) 各委員の評価点を平均して算出したもの（少数第2位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点が同点となった場合は、各評価員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (6) 提出された提案書が1件であった場合については、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、選考委員会において審査、評価の上、協議し、適切と認めたときは、優秀な提案者として選考する。